

Point

J R 東海 労 大 阪 修 繕 車 両 所 分 会 分 会 情 報
No. 31 2010. 02. 22.
発行責任者 坂東 貞男
編集責任者 教 宣 部

不当判決！！ 蒲郡駅事件民事裁判控訴審



2月19日、名古屋高等裁判所は、加藤誠二さんが、会社を相手に解雇撤回を求めて闘っている蒲郡駅事件民事裁判控訴審において、控訴棄却の不当判決を言い渡した。

私たちは、この不当判決及び事件をでっち上げた会社を弾劾する。

そもそも、事件は、無かったのである。それを会社・国家権力が一体となってJR東海労・JR総連を潰すという目的を持って事件をでっち上げたのである。

それが証拠に判決は加藤誠二さんの真実の主張には一切触れず、控

訴棄却の不当判決ありきで検察が作ったシナリオを一方的に取り入れたのである。

従って、加藤誠二さんと弁護団が追及した「管理者専用書庫の鍵の問題」「取ったとされる内部文書の指紋の問題」に対して合理的な説明が一切出来なかったのである。

裁判終了後に開かれた蒲郡駅事件民事裁判不当判決報告集会で、加藤誠二さんは「2年8ヶ月、23回の裁判闘争を闘ってきた。この間、刑事裁判も含めて4回の不当判決を受けてきたが、これまで、闘ってこられたのは、JR東海労の仲間、JR総連の仲間の温かい支援があったからで、今回の不当判決にも屈せず最高裁に上告し、これからも闘って行く」と固い決意が述べられました。



**加藤誠二さんの完全無罪・職場復帰を
勝ち取るまで、裁判闘争を闘おう！**